

和歌山市介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費受領委任払取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第40条第5号の居宅介護福祉用具購入費又は法第52条第5号の介護予防福祉用具購入費（以下これらを「福祉用具購入費等」という。）に係る受領委任払いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要介護被保険者等 居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者をいう。
- （2）登録事業者 特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者又は特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者で、市長の登録を受けたものをいう。
- （3）受領委任払い 市が要介護被保険者等に対し福祉用具購入費等を支給するに当たり、当該要介護被保険者等に代わり、当該要介護被保険者等から福祉用具購入費等の受領についての委任を受けた登録事業者に支払うことをいう。

（登録事業者の登録）

第3条 登録事業者の登録は、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売（以下この項及び第5条第2項において「特定福祉用具販売等」という。）を行う者の申請により、特定福祉用具販売等を行う事業所（第5条第1項において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 登録事業者の登録を受けようとする者は、福祉用具購入費等登録事業者登録申請書（別記様式第1号）に福祉用具購入費等受領委任に係る誓約書（別記様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否を決定するものとする。この場合において、登録することと決定したときは、登録番号、登録日その他必要事項を福祉用具購入費等登録事業者登録通知書（別記様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 登録の有効期間は、登録日からその日後における最初の西暦年数が3で整除することができる年の11月末日までとする。

（登録の更新）

第4条 登録事業者の登録は、前条第4項に規定する登録の有効期間の末日までに更新を受けなければ、その効力を失う。

2 前条の規定は、登録の更新について準用する。

（変更等の届出）

第5条 登録事業者は、次の事項に変更があったときは、10日以内に福祉用具購入費等登録事業者登録事項変更届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- （1）登録に係る事業所の名称及び所在地
- （2）申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名
- （3）その他登録の申請に係る事項

2 登録事業者は、特定福祉用具販売等を廃止し、若しくは休止しようとし、又は休止した特定福祉用具販売等を再開したときは、その廃止、休止又は再開の日までに、福祉用具購入費等登録事業者事業廃止・休止・再開届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことがで

きるものとする。

- (1) 要介護被保険者等の求めにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払いを拒否した場合
- (2) この要綱に定める所定の手続を行わなかった場合
- (3) 登録事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の身体、財産等に損害を加えた場合
- (4) その他市長が登録の取消しについて必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、福祉用具購入費等登録事業者登録取消通知書（別記様式第6号）により当該取消しを受けた事業者に通知するものとする。

（支給申請）

第7条 受領委任払いにより福祉用具購入費等の支給を受けようとする要介護被保険者等は、介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 福祉用具購入理由書（別記様式第8号）
- (2) 特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（次号及び第9条において「特定福祉用具等」という。）に係る領収証（要介護被保険者等をその名あて人とするものに限る。）
- (3) 申請に係る特定福祉用具等のパンフレットその他の申請に係る特定福祉用具等の概要を記載した書面

(4) 排泄予測支援機器の購入費等の支給の申請をする場合は、次に掲げる書類

ア 登録事業者の作成した排泄予測支援機器確認調書（別記様式第9号）

イ 介護認定審査における主治医の意見書、サービス担当者会議等における医師の所見、介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見、個別に取得した医師の診断書等の要介護者の膀胱機能が確認できる書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、要介護被保険者等の日常生活の自立を助けるために必要と認められるときは、福祉用具購入費等を当該要介護被保険者等に代わり、登録事業者に支払うものとする。

3 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者等に対し福祉用具購入費等の支給があったものとみなす。

（受領委任払いの適用除外）

第8条 次の各号のいずれかに該当する要介護被保険者等については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けていること。
- (2) 法第67条第1項又は法第68条第1項に規定する保険給付差止めの記載を受けていること。
- (3) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けていること。

（自己負担）

第9条 要介護被保険者等（前条に規定する要介護被保険者等を除く。）は、特定福祉用具等を購入した際には、その購入に要する費用の一部として、法第44条第3項又は法第56条第3項に規定する現に当該特定福祉用具等の購入に要した費用の額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 登録事業者の登録に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても、第3条の規定の例により行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に現に存するこの要綱による改正前の和歌山市介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費受領委任払取扱要綱別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第7号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に現に存するこの要綱による改正前の和歌山市介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費受領委任払取扱要綱別記様式第1号、別記様式第4号及び別記様式第5号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に現に存するこの要綱による改正前の和歌山市介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費受領委任払取扱要綱別記様式第8号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に現に存するこの要綱による改正前の和歌山市介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費受領委任払取扱要綱別記様式第8号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。